

# 豊見城市立豊見城中学校 部活動に係る活動方針

豊見城市立豊見城中学校  
校長 川上 一

## 1 学校における部活動の方針

- (1) 学年・学級の枠を超えて、共通の趣味・関心のある生徒で組織し、部活動のねらいの達成を目指して指導する。
- (2) 部活動の教育的意義を十分に理解し、部員が相互に協力することを通して、楽しく豊かに活動が展開されるように配慮する。
- (3) 顧問の配置にあたっては、原則として全教師を各部いずれかに割り当て、正顧問 1 名、副顧問若干名を決定する。引率等世話人が必要な他の競技・クラブ・同好会の顧問も同様に決定する。
- (4) 部活動生徒の生活指導は、関係する全職員との密接な連携のもとに行う。
- (5) 部活動の運営は、できるだけ保護者を組織し、保護者との密接な連携のもとに行う。
- (6) 部活動における安全管理指導については、校長を始め関係指導教師が、学校教育活動全体の中で十分配慮して行う。障害及びその他の自己については、『独立行政法人日本スポーツ振興センター』の保険で対応する。
- (7) 外部指導者の導入については、本校部活動のねらい達成に向けて協力してもらうことを条件に各部顧問と父母会で検討し、校長へ推薦する。最終的に校長が判断し、委嘱する。
- (8) 顧問・副顧問が練習指導できない場合は、原則として活動は禁止とする。  
(特に早朝練習、延長練習、土・日・祝日等) ただし、長期休業中においては、職員日直をおき、部員の管理にあたることができる。

## 2. 適切な休養日の設定について (活動時間の設定を含む)

- (1) 活動日や活動辞意間については下記の通り設定する。
  - ① 毎週平日 1 日 (原則水曜日)、休日 1 日の週 2 日以上 of 休養日を設ける。
  - ② 第 3 日曜日 (家庭の日) は休みとする。(島尻地区校長会にて決定)
  - ③ 練習時間は平日 2 時間程度、休日 3 時間程度とする。

## 3 設置部について

- |                |                |               |            |            |          |
|----------------|----------------|---------------|------------|------------|----------|
| (1) 男子バスケットボール | (2) 女子バスケットボール | (3) 男子バレーボール  |            |            |          |
| (4) 女子バレーボール   | (5) 野球         | (6) 男子サッカー    | (7) 女子サッカー |            |          |
| (8) 男子ソフトテニス   | (9) 女子ソフトテニス   | (10) 男子卓球     | (11) 女子卓球  |            |          |
| (12) 男子バドミントン  | (13) 女子バドミントン  | (14) 男子ハンドボール |            |            |          |
| (15) 女子ハンドボール  | (16) 吹奏楽       | (17) ダンス      | (18) 陸上競技  |            |          |
| (19) 美術        | (20) 水泳        | (21) 空手       | (22) 柔道    | (23) 硬式テニス | (24) 新体操 |

※ 水泳、空手、柔道、硬式テニス、新体操は学校外での活動になるため部員の募集なし。

※ 陸上・駅伝は選手を選抜し組織するものとする。